

原案可決

議提議案第 12 号

ドクターへリを全国配備するための新法制定を求める意見書

一分一秒を争う救急医療の「切り札」としてドクターへリの全国配備が強く望まれている。特に近年、医師の偏在や不足が重大化しつつある中で、患者がどこにいても短時間内に治療や搬送を行うドクターへリの配備の必要性は高まっている。

日本の現状はドクターへリが広く普及している欧米諸国と比べると大きな格差がある。例えば、1970 年に世界に先駆けてドクターへリを導入したドイツでは、その後 20 年間で交通事故による死亡者数を約 3 分の 1 にまで劇的に減少させている。また、山岳地帯が多いスイスでは、国内どこへでも概ね 15 分以内に医師を乗せたへリを現場に派遣して、治療行為を開始できる体制をとっている。

しかし、日本では平成 13 年度からドクターへリ導入促進事業がスタートしたが、現在、岡山、静岡（2 機）、千葉、愛知、福岡、神奈川、和歌山、北海道、長野の 9 道県 10 機の運行にとどまっている。導入が進まない要因の一つとして、運営主体となる都道府県や病院の過重な財政負担であることが指摘されている。

よって政府においては、救急救命に大きな効果を上げるドクターへリの全国配備を推進するために、下記事項に留意し、財政基盤の確立を含めて体制整備に必要な措置を図る新法の制定を強く求める。

記

- 1 国と都道府県の責務を明記すること
- 2 国が整備に必要な経費を補助すること
- 3 運行費を支給するなど財政安定化を図ること

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

平成 18 年 9 月 27 日

熊谷市議会

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
厚生労働大臣様
国土交通大臣様

提出者 議 員 滝 沢 肇
〃 〃 野 村 秀 男
〃 〃 神 沼 広 司
〃 〃 大久保 照 夫
〃 〃 松 本 富 男
〃 〃 松 本 亘
〃 〃 林 真佐子
〃 〃 岡 村 文 男
〃 〃 牛 达 志津江
〃 〃 安 倍 正 剛